

平成28年度 第7回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成28年10月

魚沼市農業委員会

## 別紙 1

## 平成28年度第7回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 23名 定員 29名  
 欠席 4名 欠員 2名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	中澤正規	
	○	2	目黒隆弥	
○		3	関武雄	
○		4	馬場公雄	
○		5	八木修司	
○		6	横山史子	
		7		
○		8	蕪澤芳子	
○		9	大島強喜	
○		10	佐藤正喜	
○		11	佐野彰	
○		12	櫻井貞夫	
○		13	櫻井信夫	
○		14	田中正雄	
○		15	阿達正	
○		16	森山武郎	
○		17	小島祐治	
	○	18	桑原正文	
○		19	小岩勇	
○		20	星野貞樹	
		21		
○		22	高橋日出子	
	○	23	小幡悦男	
○		24	橘精一	
○		25	渡邊弘義	
	○	26	渡邊正一	
○		27	梅田隆夫	
○		28	小西正春	
○		29	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		山本健一	
○		穴沢優子	
○		高橋智也	

平成28年度  
第7回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成28年10月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
		開会宣言 13 時 31 分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について  5 番 八木 修司 委員  6 番 横山 史子 委員
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号	農地貸借の合意解約について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出（2年未満の転用）について
4	議案第1号 議案第2号  議案第3号 議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 農地法の適応を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画意見決定について
5		その他
		閉会宣言 14 時 23 分

## 平成28年度第7回魚沼市農業委員会総会議事録

平成28年度第7回魚沼市農業委員会総会は、平成28年10月25日魚沼市広神庁舎3階会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（高橋主任）

それでは時間になりましたので、総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数27名のうち欠席の届出のあった方、議席番号2番目黒隆弥委員、議席番号18番桑原正文委員、議席番号23番小幡悦男委員、議席番号26番渡邊正一委員の4名です。出席者数23名で、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成28年度第7回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は13時31分）

上村会長

（挨拶）

## 会務報告

議長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（山本事務局長）

配布資料の確認

主要会務報告、主要会務予定について説明

議長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

農政部会長（田中正雄委員）

今ほど事務局からお話がありましたように、JA農業祭に関しましては、皆様から大変お忙しい中をご参加、またずいぶんと盛り上げていただきまして、大変ありがとうございました。例年になく、大好評を博したのかなと思っていますので、改めて感謝を申し上げたいと思います。

それから、今事務局からありましたように、明日10月26日ならびに11月2日の食育出前事業ということでもって開催させていただきますので、また大変お忙しい中かと思いますが、ご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。以上です。

農地部会長（森山武郎委員）  
農地部会は別段ございません。

広報部会長（葦澤芳子委員）  
広報部会では、農業委員会だよりNo.21号になりますが、12月10日発行に向け、部会を開き進めているところです。皆さんには原稿の依頼等をお願いすることもあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。以上です。

議長（上村会長）  
会務報告の中で、10月6日情報事業重点市町村農業委員会会長・担当者会議ということで、これはいわゆる全国農業新聞の拡販で10農業委員会が会議をしたということです。いずれにせよ、全国農業新聞の拡販に力を入れていただきたいということでございます。皆様方も機会がありましたら、ひとつ推進のほうをよろしくお願いいたします。  
今、報告事項でそれぞれ報告があったわけですが、質疑ありましたらご発言をお願いいたします。  
（特になし）  
それでは、次に進めさせていただきます。

## 議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）  
日程第2「議事録署名委員の指名」について、会議規則第14条に掲げてありますので指名させていただきますが、議長に一任いただけますでしょうか。  
「異議なし」の声あり。  
それでは、議席番号5番八木修司委員及び議席番号6番横山史子委員の兩名を指名いたします。

## 農地貸借の合意解約について

議長（上村会長）  
日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）  
議案書2ページをお願いします。  
日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、今月は14件の届け出がありました。詳細については事前配布のとおりです。以上です。

議 長（上村会長）

報告第1号については、事務局の説明のとおり事前配布ということで、目をとおしていただけたと思います。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、お諮りいたします。報告第1号「農地賃借の合意解約」については、申請どおり承認することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長（上村会長）

次に、日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書の6ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は6件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に貸借権の設定、認定農業者等への貸し付けされている農地もあります。相続人は県外の方もおいでですが、魚沼市にお住いの方が耕作しておりますので、今後も継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議 長（上村会長）

報告第2号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見がある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」については、届出のとおり承認することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議 長（上村会長）

日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書7ページをお願いします。

日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、今月は1件の届出がありました。

整理番号1	申請人	*****		
	申請地	*****の一部	畑	174.63 m <sup>2</sup>
	転用目的	農機具格納庫		

議長（上村会長）

報告第3号について、事務局の説明に続いて、内容等について質問・ご意見等ありましたら、お願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、お諮りいたします。報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」についての整理番号1番、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書の8ページをお願いします。

日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、今月は賃借権の設定2件、所有権移転贈与3件、売買3件、使用貸借権の設定6件、合計14件です。

整理番号1	申請地	*****	畑ほか2筆	合計 433 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	賃借権設定 1年間 10a 当たり*****円		

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は借受人の自宅に近い農地であり、貸付人は県外に居住しており、遠方で耕作することが困難なため、賃借の話がまとまり、申請があったものです。借受人は大型機械を所有しておりませんが、作業委託等を行い、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号2	申請地	*****	畑ほか1筆	合計 819 m <sup>2</sup>
	貸付人	*****		

借受人 \*\*\*\*\*

権利種別 賃借権設定 1年間 10a 当たり \*\*\*\* \*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。貸付人は高齢で耕作することが困難なことから、貸借の話がまとまり、申請があったものです。借受人は大型機械を所有しておりませんが、作業委託等を行い、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号3 申請地 \*\*\*\* \* 田 390 m<sup>2</sup>

譲渡人 \*\*\*\* \*

譲受人 \*\*\*\* \*

権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は譲受人の自宅の近くであり、譲渡人との贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号4 申請地 \*\*\*\* \* 田ほか2筆 合計 788 m<sup>2</sup>

譲渡人 \*\*\*\* \*

譲受人 \*\*\*\* \*

権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人が高齢であり、耕作することが困難なため、贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号5 申請地 \*\*\*\* \* 田 911 m<sup>2</sup>

譲渡人 \*\*\*\* \*

譲受人 \*\*\*\* \*

権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は魚沼市に居住しておらず、耕作することが困難なため、贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しておりませんが、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号6 申請地 \*\*\*\* \* 田 104 m<sup>2</sup>

譲渡人 \*\*\*\* \*

譲受人 \*\*\*\* \*

権利種別 所有権移転 売買 全体で \*\*\*\* \*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人が高齢であり、耕作することが困難なため、売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号7 申請地 \*\*\*\* \* 畑ほか1筆 合計 277 m<sup>2</sup>

譲渡人 \*\*\*\* \*

譲受人 \*\*\*\* \*



権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\*\*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は魚沼市に居住しておらず、耕作することが困難なため、売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しておりませんが、作業委託等により、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号8 申請地 \*\*\*\*\* 畑ほか1筆 合計 415 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*\*

権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\*\*円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人が高齢であり、耕作することが困難なため、売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しておりませんが、作業委託等により、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

次の整理番号9番から14番までは、農業者年金受給にかかる経営移譲の再設定のため、説明を省略させていただきますが、内容につきましては事前配布のとおりです。

以上、整理番号1番から14番まで、議案書に掲載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。以上です。

議長（上村会長）

事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明ありましたら、報告をお願いいたします。

横山史子委員

整理番号3番ですが、10月19日に現地確認をいたしました。事務局の説明のとおりです。以上です。

議長（上村会長）

整理番号4番ですが、20日に現地また譲受人に面会しました。事務局の報告のとおりでありまして、地区周辺にも影響ないということです。

横山史子委員

整理番号6番ですが、10月23日に両者立会いのもと、現地確認を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。以上です。

梅田隆夫委員

整理番号7番ですが、事務局の説明のとおり、現地も確認しましたし、そのまま農地として使うものと思われまます。

議長（上村会長）

整理番号1番、2番並びに5番、8番については事務局の説明のとおりということでございます。

ただいま、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質

問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

阿達 正委員

参考のために聞きたいんですけど、魚沼市の場合は下限面積が確か 30a という取り組みがあると思うんですけど、こういう 3 条の規定による許可申請を求めるときに、足らなくてもそれが許可されて 30a になれば農地は借りられるということの解釈でよろしいのでしょうか。

事務局（穴沢主任）

\*\*\*\*\*さんの分がそうなんですけども、同じ月に貸借と売買で合計 3 反歩を超えるということで、申請となっております。

阿達 正委員

分かりました。ありがとうございます。

議 長（上村会長）

ほかにどうでしょうか。

（特になし）

それでは特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

最初に、貸借権設定に関する整理番号 1 番、2 番、9 番、10 番、11 番、12 番、13 番、14 番ということで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

次に、所有権移転贈与に関する整理番号 3 番、4 番、5 番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

次に、所有権移転売買に関する整理番号 6 番、7 番、8 番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

では、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、整理番号 1 番から 14 番まで申請どおり許可することといたします。

## 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する 意見について

議 長（上村会長）

続いて、日程第 4 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の 14 ページをお願いします。

議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は 3 件です。

整理番号1 申請地 \*\*\*\* 田 193 m<sup>2</sup>  
 農地区分 第三種農地  
 権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\*円  
 譲渡人 \*\*\*\*  
 譲受人 \*\*\*\*  
 申請概要 雪処理場  
 転用目的 住宅敷地の拡張  
 判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため。  
 こちらの用途地域は第一種住居地域です。

申請地は\*\*\*\*地内の農地です。この申請は、先月の第6回委員会にて事業計画変更を許可した件の第5条申請であります。承継者は申請地奥の居住者であり、隣接地に車庫も建築したことから雪の処理に苦慮することとなり、この度申請地を取得し、宅地を拡張し、雪処理場としたい旨、申請があったものです。

整理番号2 申請地 \*\*\*\* 田ほか66筆 合計115,209 m<sup>2</sup>  
 農地区分 第一種農地  
 権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\*円  
 譲渡人 \*\*\*\*  
 譲受人 \*\*\*\*  
 申請概要 水の郷工業団地造成(第2期)  
 転用目的 工業団地造成のため  
 判断理由 地域整備法の定めるところに従って行われる場合の要件に該当するもの

申請地は、\*\*\*\*地内の南魚沼市との境の農地です。水の郷工業団地の第2期の造成に伴う転用申請でありまして、3,000 m<sup>2</sup>を超えますので、常設審議委員会への諮問の案件となります。

整理番号3 申請地 \*\*\*\* 田ほか1筆 合計291 m<sup>2</sup>  
 農地区分 第二種農地  
 権利種別 所有権移転 売買 \*\*\*\*円  
 譲渡人 \*\*\*\*  
 譲受人 \*\*\*\*  
 申請概要 一般住宅1棟3階建  
 転用目的 一般住宅建築用敷地  
 判断理由 申請地は、中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため。

申請地は\*\*\*\*地内の農地です。申請地奥の現在の住宅は、道からも距離があり、出入りに苦慮しており、住宅地を探していたところ、この度隣接地の所有者と話がまとまり、申請があったものです。

議長(上村会長)

事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・報告事項ありましたら、お願いいたします。

小島結治委員

整理番号1番ですが、11ページの計画図にありますとおり、住宅が建て込んでおいて雪の処理に非常に苦慮しているといった状況で、売り渡し人がそこに住居をつくる予定がなくなったというふうな文面のとおりでございます。別段農業に影響を与えるような環境ではございません。

梅田隆夫委員

整理番号2番ですが、この案件も前々から話があり、春先に全体を集めた中で決まった話でございます。事務局の説明のとおりでございます。

横山史子委員

整理番号3番ですが、10月23日両者立会いのもと、現地確認をいたしました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。以上です。

議長（上村会長）

ただいま、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。採決は、番号順に行います。

まず初めに、整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

次に、整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

次に、整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、整理番号1番から3番まで許可相当の意見を付して県に進達することといたします。

## 農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第3号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の20ページをお願いします。

議案第3号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、今月の申請は2件です。

整理番号1	申請地	*****	畑 140 m <sup>2</sup>
	新地目	保安林	
	申請者	*****	

非農地の原因 林地隣接の狭小地及び高齢のため、平成元年の頃より耕作しておらず、山林化しており農地として復元することが困難なため

整理番号2 申請地 \*\*\*\* \* 畑 85 m<sup>2</sup>  
新地目 保安林  
申請者 \*\*\*\* \*  
非農地の原因 林地隣接の狭小地及び高齢のため、平成元年の頃より耕作しておらず、山林化しており農地として復元することが困難なため

議 長（上村会長）

議案第3号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見ありましたら、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になしですので、お諮りいたします。議案第3号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、整理番号1番並びに2番について、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

## 農用地利用集積計画の意見決定について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第4号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書21ページをお願いします。

日程第4議案第4号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明をさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の意見決定を求めるものです。

利用権（設定） 件数 54件  
筆数 287筆  
面積 219,185.84 m<sup>2</sup>

なお詳細につきましては事前配布のとおりです。

続きまして、所有権移転ですが、議案書39ページをお願いします。今月は贈与が1件、売買が2件、合計3件となっております。

整理番号1 所有権を移転する農用地 \*\*\*\* \* 田 2,284 m<sup>2</sup>

	所有権を移転する者	*****
	所有権の移転を受ける者	*****
	権利種別	贈与
整理番号 2	所有権を移転する農用地	***** 田ほか 1 筆
		合計 1,221 m <sup>2</sup>
	所有権を移転する者	*****
	所有権の移転を受ける者	*****
	売却価格	全体で*****円
整理番号 3	所有権を移転する農用地	***** 田ほか 3 筆
		合計 1,994 m <sup>2</sup>
	所有権を移転する者	*****
	所有権の移転を受ける者	*****
	売却価格	全体で*****円

以上、利用権設定並びに所有権移転につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議 長（上村会長）

ただいま、事務局の説明が終わりました。内容について質問ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさうですので、お諮りいたします。議案第 4 号「農用地利用集積計画の意見決定」については、報告のとおり決定することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

## その他

事務局

特になし

議 長（上村会長）

以上をもちまして、本日の提案された報告・議案各事項については全て審査終了いたしました。ありがとうございました。

（時刻は 14 時 23 分）

上記会議の内容は、平成28年度第7回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

---

議席番号 番

---